

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和7年6月2日現在における請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する第74条第5項（第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）及び第291条の6第5項において準用する第74条第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月30日

青森県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員長

荒谷省吾



1 請求権を有する者の総数の50分の1の数

20,582人

2 請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

228,635人